

令和 9・10 年度名簿 福井市経常建設共同企業体入札参加資格審査申請要領

福井市が発注する**土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事**について、経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）として競争入札等（随意契約含む。）の参加資格の申請をされる方は、次により申請してください。

1 資格審査を申請できる企業体

(1) 資格審査を申請できる企業体は、次の各号に掲げる要件を満たす企業体とします。

ア 企業体を結成して工事の入札参加資格者名簿への登録を希望しようとする工種（以下「登録希望工種」という。）について、同種の工種による 2 又は 3 者による企業体であること。

イ 全ての構成員が、登録希望工種について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する許可を受けてからの営業年数が**継続して 3 年以上**であること。

ウ **登録希望工種について**、資格申請時に提出した法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査の結果通知書において、**全ての構成員の 2 年又は 3 年平均の完成工事高が 500 万円以上あり、かつ、主たる営業所が福井市内にある者で構成する企業体**であること。

エ 登録希望工種に係る建設工事において、**全ての構成員が法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を現場に適正に配置することができる**こと。

オ 構成員の企業体への出資比率は、2 者による企業体の場合は 30 % を、3 者による企業体の場合は 20 % 以上であること。

カ 企業体の代表者は、その出資比率が構成員中最大であること。

キ **構成員が、他の経常企業体（登録希望工種とは異なる工種の企業体を含む。）の構成員でないこと。**

ク 登録希望工種の等級が、同一等級又は直近等級の構成員による組み合わせによるものとし、等級が 3 等級にわたらないこと。なお、等級の認定は申請時の資格審査に基づき格付けされると見込まれる等級によるものとする。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格審査を受けることができません。

なお、申請書及びその添付書類に虚偽の事実を記載した者又は資格登録後に次の各号のいずれかに該当することとなった者については、当該者に係る資格を取り消すことがあります。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者【契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者】

イ 福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに第 6 条の規定に該当する者【暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者】

ウ 福井市長の政治倫理に関する条例（平成 17 年福井市条例第 21 号）第 2 条及び同施行規則（平成 17 年福井市規則第 83 号）第 23 条の規定に該当する者

【（1）市長、その配偶者若しくは市長の 2 親等以内の親族が役員をしている法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（2）市長が資本金、基本金その他これらに準ずるものの 3 分の 1 以上を出資している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（3）市長が顧問料等名目を問わず報酬を受領している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）、（4）市長がその経営方針に関与している法人であって営利を目的とする企業（市の出資法人を除く。）】

エ 福井市議会議員政治倫理条例（平成 14 年福井市条例第 21 号）第 4 条の規定に該当する者

【（1）議員、その配偶者、議員の 2 親等以内の親族若しくは議員の同居の親族が役員をしている企業等、（2）議員が資本金その他これに準ずるものの 3 分の 1 以上を出資している企業等、（3）議員がその経営方針に関与している企業等、（4）議員が顧問料等その名目を問わず報酬を受領している企業等】

オ 経営事項審査を令和 8 年 6 月 30 日以前に申請した者で、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無又は厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄に「無」の記載がある者（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

カ 納期限の到来している税を完納していない者が構成員であるもの

2 その他留意事項

- (1) 構成員は、**企業体で入札参加資格者名簿に登録された工種**において、①**単体企業として入札に参加すること（随意契約によるものも含む。）**、②**特定建設工事共同企業体の構成員となることは、いずれもできないもの**とします。
- (2) **4に規定する入札参加資格の有効期間及び福井市が発注した工事の請負期間中における企業体の解散は、原則として認めないもの**とします（ただし、代表者又は構成員のいずれかが破産、廃業、建設業の許可の取り消し、営業の停止等、相当の理由がある場合を除きます。）。
- (3) 企業体を構成しない工種での資格審査の申請を希望される方は、別途単独で当該申請を行ってください。
- (4) **企業体の代表者が登録希望工種に係る特定建設業の許可を受けている場合**に限り、登録された工種において**特定建設業者として**取り扱います。
- (5) 企業体の属する区域は、企業体の代表者の所在地の属する区域とします。
- (6) 除排雪の契約の有無については、企業体の構成員のいずれかが本市と除排雪の契約を締結している場合にあってはその契約内容をもって、複数の構成員が除排雪の契約を締結している場合にあっては、その契約の業務内容が最も上位の構成員のものをもって判断します。
- (7) ISO認証の取得の有無については、全ての構成員が認証取得している場合に企業体として取得有りとしします。なお、各構成員の通知書によりその有無を確認します。

3 入札参加資格

入札参加資格は、建設工事等の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（令和4年福井市告示第246号。以下「告示第246号」という。）により決定します。

ただし、以下の場合は資格を認めません。

- ・登録希望工種に係る経常建設共同企業体としての等級が、構成員の登録希望工種の等級を下回る場合。
（構成員の等級は、経常建設共同企業体の申請時点の資格審査に基づき格付けされると見込まれる等級）

4 入札参加資格の有効期間及び申請期間

附則1「申請期間・有効期間」のとおり

5 申請方法

電子申請

電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

※電子証明書やソフトのインストール、利用者登録等は必要ありません。

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く）

※受領確認、審査完了の連絡等は電子メールとなります。必ずご確認ください。

※インターネット環境がない等の理由で電子申請が難しい場合のみ、書類による申請が可能となることがあります。

書類による申請の場合の申請期間：附則1「申請期間・有効期間」のとおり

※窓口へ直接提出する場合：8時30分~17時（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）。

※郵送の場合：申請期間内の消印があるものに限り有効とします。

6 添付書類

添付書類は次の表のとおり、各ファイルの頭に下記番号と文書名の略称等をつけて、データで提出してください（証明書等はスキャン等によりデータ化してください）。例）「1_申請書」「2_協定書」

◇ 添付書類 （※3～5、8～11については、各構成員分をそれぞれ提出してください。）

種 別		備 考
1	経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書	
2	経常建設共同企業体協定書・委任状（袋綴じの上、表紙・裏表紙に割印）	
3	（法人の場合）登記事項証明書 （個人事業者の場合）身分（身元）証明書	※
4	納税証明書（国税・市税）	※
5	建設業の許可について（通知）又は建設業許可証明書	※
6	業者カード	
7	誓約書	
8	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	※
9	専任技術者証明書又は一覧表	※
10	資本的関係又は人的関係に関する申告書	※
11	営業所に関する確認調査	※
12	債権者登録申出書（新規で登録される場合のみ提出）	
13	チェックリスト	

【各提出書類の注意事項】

- [1] 経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書
指定様式により提出してください。企業体名は、総文字数が60文字以内となるように設定してください。（株式会社等は省略可能です）
- [2] 経常建設共同企業体協定書・委任状（袋綴じの上、表紙・裏表紙に割印してください）
指定様式により提出してください。構成員それぞれの本社（個人事業者の場合は代表者）の使用印を押印してください。（※共同企業体協定書第8条に基づく協定書については、年間を通して出資比率を固定する場合、申請時に提出してください。）
委任状の「受任者使用印鑑」には、入札、契約等における使用印鑑を押印してください。ただし、使用印鑑には「会社名」及び役職名（受任者役職名）又は代表者氏名（受任者氏名）が表示されていること。
- [3] 登記事項証明書（法人の場合）又は身分（身元）証明書（個人事業者の場合）（※各構成員分提出）
申請書受付日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）を提出してください。
- [4] 納税証明書（※各構成員分提出）
各納税証明書については、申請書受付日以前3か月以内に発行されたもの（写し可）を提出してください。
※国税については、主たる営業所を所轄している又は指定された税務署発行の国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）又は「その3（法人税及び消費税及び地方消費税の記載のあるもの）」（※法人）又は（その3の2）（※個人）の納税証明書（電子納税証明書も可）を提出してください。
※市税については、課税されている直近のもの2か年分（申請年度分＋1か年前の分）（課税されている全税目で法人市民税の記載のあるもの）の納税証明書を提出してください。
※決算期の都合上、申請年度分の法人市民税が記載されない時期のみ、1か年前の分及び2か年前の分の納税証明書を添付してください。
※納付時期等の関係で、既に納付済みの税額が証明書の「納期到来の未納額」に記載されている場合には、該当金額の納付が確認できる書類（領収書、通帳のコピー等）を併せてお持ちください。
※営業所を開設したばかりで納税証明書を提出できない方は、事業所開設届（市民税課提出の写し）が必要になります。

区分	対象税目	発行先
国税	「法人税」又は「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」	主たる営業所を所轄している又は指定された税務署
市税	課税されている全税目 (法人市民税記載のもの)	福井市役所本館 2 階 納税課 1 階 市民課 市内の各連絡所、サービスセンター

なお、**証明書の提出分に限らず**、納期限の到来している税の全てを完納していない者は、競争入札参加資格者名簿へは登録できません。

- [5] 建設業の許可について（通知）又は建設業許可証明書（※各構成員分提出）

最新の許可証等と、その一つ前の許可証等を併せて提出してください（＝法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けてから**継続して3年以上経過したことを証明できるもの**）。

許可証等は建設工事の**工種ごと**に必要です。複数にわたる場合はその全てを添付してください。

- [6] 業者カード（様式第2号（その3））

業者カード記載要領を参照してください。

業者カードに記載できる登録希望工種は、**土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事の3工種のみ**です。

- [7] 誓約書

指定様式により提出してください。

- [8] 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（※各構成員分提出）

附則1「申請期間・有効期間」に記載の通知書を提出して下さい。

なお、経営事項審査を令和8年6月30日以前に申請した者については、雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無のいずれかの欄が「無」の場合、競争入札参加資格者名簿へは登録しません。（それらの保険について加入し、又は除外されていることを証する書類を提出した者を除く。）

※ISO9000シリーズ、又はISO14001の認証を取得している場合

通知書にて認証登録が確認できない場合、ISO認証登録証（有効期限内のもの）を提出してください。ただし、ISO9000シリーズについての認証登録範囲は、建設部門（建設工事の施工）に限ります。

- [9] 専任技術者証明書又は一覧表（※各構成員分提出）

建設業許可申請（5年に一度の更新を含む。）の際に提出する専任技術者証明書又は専任技術者一覧表（**申請書受付日以前5年以内の最新のもの**）の写しを必ず提出してください。

- [10] 資金的関係又は人的関係に関する申告書（指定様式）（※各構成員分提出）

指定様式により提出してください。

- [11] 営業所に関する確認調書（指定様式）（※各構成員分提出）

指定様式により提出してください。

- [12] 債権者登録申出書（指定様式）（※新規で登録される場合のみ提出）

登録内容は経常建設共同企業体として記入してください。口座は、経常建設共同企業体として新たに開設してください。

- [13] チェックリスト

提出書類の申請者確認欄に、レ点でチェックし、提出してください。

受領確認は電子メールでお知らせします。

7 申請事項に変更が生じた場合

入札参加資格審査申請後に申請書の内容に変更が生じた場合は、変更届（指定様式）に記名し、直ちに必要書類を契約課まで提出してください。

※経審通知書の更新に係る総合評定値等の変更については、変更届の提出の必要はありません。

※経審通知書の更新により、登録工種の平均完成工事高が大きく下がった際には、そのままでは入札参加条件を満たさなくなる場合があります。該当するおそれがあるときは、経審の結果通知後に契約課までお問い合わせ下さい。

※必要書類は、福井市ホームページ内入札の広場「登録内容の変更」からご確認ください。

※変更届の提出に、R6年4月より電子申請が利用できるようになりました。

電子申請・施設予約システム「ふくe-ねっと」 <https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

8 資格登録後、「2 入札参加資格審査申請者が有すべき営業所の要件」に該当しないことが明らかとなった場合には、資格を抹消することがあります。

9 入札参加資格者名簿の公表

入札参加資格者名簿は、福井市ホームページ「入札の広場」にて公表します。

この要領に基づき経常建設共同企業体として新たに福井市に名簿登録された方には、資格登録後、当該企業体代表者に電子入札システムの利用者登録（ICカードのシステムへの登録）に必要なIDとパスワードを郵送しますので、利用者登録をお願いします。

詳細はこちら（福井県HP <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kanri/kizai.html>）ただし、『福井県』を『福井市』に読み替えて参照してください。）

問い合わせ及び申請先

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

福井市 財政部 契約課 工事契約係

TEL : (0776) 20-5277 FAX : (0776) 20-5734

福井市役所「入札の広場」ホームページ <http://www.city.fukui.lg.jp/nyusatsu>

電子申請「電子申請・施設予約システム ふくe-ねっと」<https://shinsei.e-fukui.lg.jp>

ふくe-ねっとの操作方法に関すること

ヘルプデスク TEL : (0120) 470-570 9~17時（土日祝日年末年始除く）

【附則１】申請期間・有効期間

（経常建設共同企業体 定期受付用）

申請期間	経営事項審査結果通知書における審査基準日	資格の有効期間
令和８年１１月１日から 令和９年１月３１日まで※１	令和７年７月１日以降 かつ 申請日時点で最新の基準日	令和９年５月１日から 令和１１年４月３０日まで

※１ 審査基準日が８～９月の者については申請期間の経過措置有り。詳細は「資格審査に使用する経営事項審査の有効期間変更について」参照

（経常建設共同企業体 新規用）

申請期間	経営事項審査結果通知書における審査基準日	資格の有効期間
令和１０年２月１日から 令和１０年２月２９日まで	令和８年８月１日以降 かつ 申請日時点で最新の基準日	令和１０年５月１日から 令和１１年４月３０日まで